

件名	医療法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	医療法(昭和23年法律第205号) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
<p>【改正の概要】</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号において、病院は、県の条例で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならないとされており、同条第3項において、条例を定めるに当たっては厚生労働省令で定める基準に従って定めることとされている。</p> <p>県では当該基準を医療法施行条例により定めているが、今回、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第85号）により、規則の一部が改正となり、県が条例を定めるに当たって従うべき「病院の従業者及びその員数」に変更があったため、一部改正を行うものである。</p> <p>○条例第5条（抜粋） （病院の人員の基準） （改正前） 第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。 （4） 栄養士 _____ 病床数100以上の病院にあっては、1</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（改正後） 第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次のとおりとする。 （4） 栄養士又は管理栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1</p>	
施行日	令和6年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	